

薩摩川内市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第 3 号

薩摩川内市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

薩摩川内市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例（平成 16 年薩摩川内市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(17) 災害応急作業等手当

第 21 条を第 23 条とし、第 20 条を第 22 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（手当額の特例）

第 21 条 災害応急作業等手当を支給される作業に従事した時間が 1 日について 4 時間に満たない場合におけるその日の災害応急作業等手当（第 19 条第 1 項第 1 号の作業又は同項第 3 号の作業（同項第 2 号の作業に相当する作業を除く。）に係るものに限る。）の額は、この条例の規定により受けるべき額に 100 分の 60 を乗じて得た額とする。

第 19 条を第 20 条とし、第 18 条の次に次の 1 条を加える。

（災害応急作業等手当）

第 19 条 災害応急作業等手当は、本市以外の地方公共団体の区域に派遣された職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（次項において「応急作業等」という。）

ア 河川の堤防等

イ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 46 条第 1 項（第 2 号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺

ウ 港湾施設等

(2) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備又は遭難救助の作業

(3) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された同法第 2 条第 1 項に規定する災害発生市町村の区域（以下「適用区域」という。）において行

- う避難所の運営、り災証明に係る家屋調査その他市長が適当と認める作業
- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号の作業 次に掲げる作業の種類に応じ、次に掲げる額
- ア 巡回監視 710円（当該作業が適用区域で行われた場合にあっては、1,080円）
- イ 応急作業等 1,080円
- (2) 前項第2号の作業 840円（当該作業が適用区域で行われた場合にあっては、1,080円）
- (3) 前項第3号の作業 1,080円
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。
- (1) 第1項各号に掲げる作業の一部又は全部が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額
- (2) 第1項第2号の作業又は同項第3号の作業（同項第2号の作業に相当する作業に限る。）が著しく危険であると市長が認める場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額
- (3) 第1項各号に掲げる作業が市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額
- 4 災害応急作業等手当が支給される場合における夜間特殊業務手当は、支給しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。